

生活保護の「通院交通費」 保護課：「担当者の知識不足」「不適切対応改める」

1月31日に市議会保健病院委員会が開かれ、生健会北九州市ブロックが陳情した「生活保護の通院交通費（移送費）などについて、適切な助言・指導を求める陳情」が審議されました。

生活保護費には通院費が含まれていません。通院費を負担すればその分、食費などを削らなければなりません。そのため生活保護法では、通院移送費を支給することになっています。

口頭陳情は門司生健会の波田千賀子会長が行いました。（全文は裏面に掲載）

●田中光明議員（共産党）：保護課はその人が通院することを知らずの立場にあるのだから、移送費が出せることを知らせるべきではないか。

◆保護課長：ケースワーカーの研修、定期の監査、課長会議等で、ケースワーカーの対応について、周知していきたい。

●田中議員：ケースワーカーの不適切な発言がしばしば見られる。受給者を傷つけるような不適切な発言もあるので、徹底して欲しい。

◆保護課長：口頭陳情で述べられた例は不適切な対応だと思われる。課長会議もあるので、周知徹底したい。研修等の機会にきちんと説明するように指導したい。

●村上聡子議員（一人会派）：陳情のあったケースについて、そういう対応になった理由を聞きたい。

◆保護課長：一例目については、担当者の知識不足かと思われる。係長の発言も不適切と思う。二例目については、基本は申請主義だが、高齢者等で理解が難しいような方については、より丁寧な助言をするよう指導していきたい。



正規と非正規との不合理な格差は禁止です

正規と非正規の待遇 同一労働同一賃金のガイドライン	
手当	福利厚生
<ul style="list-style-type: none"> ◆時間外労働、深夜労働、休日労働の手当 ◆食費の負担補助手当 ◆通勤手当・出張手当 ◆単身赴任手当、地域手当 	<ul style="list-style-type: none"> ◆福利厚生施設や社宅の利用 ◆慶弔休暇、健康診断時の勤務免除
基本給	ボーナス
能力・経験が同じ場合は同一基本給	貢献が同じ場合は同一のボーナス
能力又は経験に一定の違いがある場合は、その違いに応じた基本給を支給	会社の業績への貢献に一定の違いがある場合は、その違いに応じたボーナスを支給

先日、大阪高裁は郵便局で働く非正規労働者への差別待遇に対して、年末年始勤務手当、住居手当、有給の病気休暇、夏期冬期休暇を付与しないことは、不合理な格差であると認める判決を下しました。

この判決の根拠になったのが、雇用期間を理由とした不合理な待遇差を禁止している労働契約法 20 条です。法 20 条は、①仕事の内容②配置が変わる範囲③その他の事情を考慮して不合理と認められるものは違法としています。

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために



生健会北九ブロックが、北九州市保護課と「懇談」 保護費引下げ撤回・・・保護課：「本市としては国に要望しない」

生活と健康を守る会の北九州ブロック協議会が提出した「制度運用の改善などを求める要望書」への回答書を受けて、1月21日、市保護課担当係長との「懇談」を行いました。

＜保護費の引下げ撤回を国に要望して＞

●生健会：生活保護基準の引き下げを行わないように国に要望して。北九州市民から「下げないで欲しい」との意見がでていることは国に伝えて欲しい。

◆保護課：本市としては、生活保護基準の見直しを中止するよう国に要望することは考えていない。

☆（小倉生健会のコメント：市民の声を国に届けたい。まさに、国、言いなり）。

＜保護変更通知を分かりやすくして＞

●生健会：（昨年、議会陳情をして見直すとの回答があった件）生活保護変更決定通知書の内容をわかりやすく改善して。

通知書は何が書いてあるかさっぱり分からないし、担当職員に聞いてもさっぱり要領を得ない。説明できないという職員もいる。4月から分かりやすいものに見直すというが、どういうものになるのか教えて欲しい。



市保護課（左側）と懇談する生健会北九州ブロック

◆保護課：一応の見直し案はできているが、ここで示すことはできない。

☆（小倉生健会のコメント：北九州市には、当事者の声を聞く姿勢が全くありません。「ひどい」です）。

＜財布の中身の調査をやめて＞

●生健会：年1度の資産申告書の強要はやめて。人権侵害の現金の確認や通帳の提出はやめて。「通帳を見せろ」「現金はいくらあるか」等と聞かれ、財布のお金も出して見せる例が多い。

◆保護課：資産申告提出は国の指示によるもの。通帳を見せろ、財布の中身を見せろというようなことは、言わないように指導している。

えっふん

自動車業界の自民党献金 わずか3億円の献金で 1320億円(400倍以上)の恩恵(2017年)

莫大な利益を上げている自動車業界全体にとっての3億円は「はした金」。これを自民党に献金することで、自動車税関連だけでも1320億円の減税を受け、売上げを大いに伸ばしました。

自民党はTPPなどで、日本の農業と食料自給率を破壊してまで自動車の輸出を優遇しました。

財界は、企業の利益に応じて支払う法人税の減税。さらには、法人税減税の穴埋めに消費税増税を求めています。

政治献金は、まさに「買収」であり、主権者である国民の意思を政治に反映することを歪めるものです。

細川内閣が、「政治改革」と称して企業献金をやめて政党助成金を決めましたが、右手で政党助成金(24年間で7586億円)、左手で企業献金を受け取る政治がまかり通っています。

3億円の内訳は、トヨタ6440万円、日産3700万円、スバル3060万円、ホンダ2500万円、三菱1940万円、マツダ100万円・・・など、1社の負担はわずかです。こんな「はした金」で政治を歪めている自民党に大きな怒りを感じます。